

運行管理者 旅客編

暗記ノート03

(道路交通法)

PDFデータの販売・再配布等は認めておりません。
公開されているPDFデータは事前に断りなく移動、修正、公開停止などの措置をとる場合があります。
本文中の内容については弊社（03-3837-5730）にご連絡ください。
本文の内容は2020年5月時点の法令によって制作しています。

(制作 2020.5)

道交法の規定による自動車の種類

①【大型】自動車	②【中型】自動車	③【準中型】自動車
④【普通】自動車	⑤【大型特殊】自動車	⑥【大型自動】二輪車
⑦【普通自動】二輪車	⑧【小型特殊】自動車	

用語の定義（過去問題から抜粋）

本線車道	高速自動車国道又は自動車専用道路において、【通常走行をする車線】（本線車線）により構成する車道のこと。
路側帯	歩道の設けられていない道路又は道路の歩道の設けられていない側の部分で、【道路標示】によって区画されたもの。
車両通行帯	自動車が定められた部分を通行することが【道路標示】により示されている場合の道路の部分。
車両	【自動車】、【原動機付自転車】、【軽車両】及び【トロリーバス】をいう。
自動車	【原動機】を用い、かつ、【レール】又は【架線】によらないで運転する車であって、原動機付自転車、自転車及び身体障害者用の車いす並びに歩行補助車その他の小型の車で政令で定めるもの（歩行補助車等）以外のものをいう。
道路標識	規制又は指示を表示する【標示板】。

道路標示	路面に描かれた【道路紙】、【ペイント】、【石等】による線、記号又は文字。
駐車	自動車継続的に停止すること又は運転者が自動車から離れて【 すぐに運転できない状態 】で停止すること（人の乗降や【 5 】分以内の荷下ろし等除く）。
停車	【 駐車 】以外の車両等の停止。
徐行	車両等が【 直ちに停止 】することができるような速度で進行することをいう。
追越し	車両が他の車両等に追いついた場合において、その進路を変えてその追いついた車両等の【 側方 】を通過し、かつ、当該車両等の【 前方 】に出ることをいう。
進行妨害	自動車等が進行を継続又は始めた場合に、他の自動車等が危険を防止するため速度又は方向を【 急に変更 】しなければならないおそれがあるときに、その進行を継続し又は始めることで他の自動車等の進行を妨害すること。
安全地帯	路面電車に【 乗降する者 】若しくは【 横断している歩行者 】の安全を図るため道路に設けられた【 島状の施設 】又は【 道路標識 】及び【 道路標示 】により安全地帯であることが示されている道路の部分。

運転免許の範囲

	普通自動車	準中型自動車	中型自動車	大型自動車
車両総重量	【 3.5 】 t未満	【 3.5 】 t以上 【 7.5 】 t未満	【 7.5 】 t以上 【 11 】 t未満	【 11 】 t以上
最大積載量	【 2 】 t未満	【 2 】 t以上 【 4.5 】 t未満	【 4.5 】 t以上 【 6.5 】 t未満	【 6.5 】 t以上
乗車定員	【 10 】 人以下	【 10 】 人以下 【 11 】 人以上	【 29 】 人以下	【 30 】 人以上
普通免許	→			
準中型免許	→	→		
中型免許	→	→	→	
大型免許	→	→	→	→

自動車の速度

《一般道路における最高速度》

自動車の種類		最高速度
自動車（下記以外）		【60】 km/h
他の自動車をロープ等で牽引して走行する場合	車両総重量【2】t以下の車両をその【3】倍以上の車両総重量の車両で牽引する場合	【40】 km/h
	上記以外	【30】 km/h

《高速道路における最高速度と最低速度》

自動車の種類	最高速度	最低速度
◎中型、大型自動車（バス） ◎準中型自動車 ◎普通自動車	【100】 km/h	【50】 km/h
◎中型、大型自動車（トラック）	【80】 km/h	

追越し

方法	<ul style="list-style-type: none"> ▪ 追い越そうとする前車の【右側】を通行 ▪ 前車が道路中央又は右側を通行している場合には、【左側】を通行
禁止場所	<ul style="list-style-type: none"> ▪ 道路の【曲がりかど】附近 ▪ 【上り坂】の頂上附近 ▪ 勾配の急な【下り坂】（勾配の急な上り坂は規定されていない） ▪ トンネル、交差点、踏切、横断歩道とその手前【30】m以内の部分

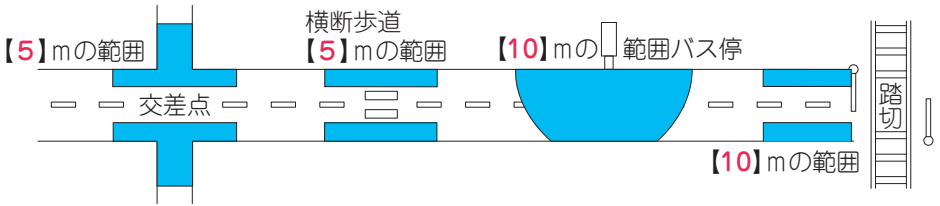
徐行と一時停止（過去問題から抜粋）

一時停止	<ul style="list-style-type: none"> ▪ 歩道等に入る【横断】するとき ▪ 横断歩道を【横断している】又は【横断しようとする歩行者】があるとき ▪ 横断歩道の直前で停止している車両の【側方】を通過して前に出るとき ▪ 交差点又はその付近で【緊急自動車】接近時（交差点内を避ける）
徐行	<ul style="list-style-type: none"> ▪ 歩行者の【側方】を通過するとき ▪ 道路の【まがりかど】附近、【上り坂】の頂上附近、勾配の急な【下り坂】 ▪ 交差点【進入】時（優先道路通行中を除く） ▪ 環状交差点に【入ろう】とするとき

停車及び駐車禁止の場所

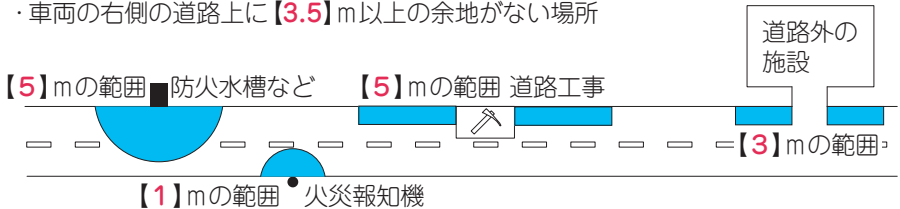
駐停車禁止の場所

- ・安全地帯の左側とその前後【10】m以内の範囲



駐車禁止の場所

- ・車両の右側の道路上に【3.5】m以上の余地がない場所



合図の時期

左折、右折、転回するとき	その行為をしようとする地点から【30】m手前の位置
同一方向に進行しながら左方、右方に進路変更するとき	その行為をしようとする【3】秒前
徐行、停止するとき	その行為を【しようとする】とき

運転者の遵守事項（過去問題から抜粋）

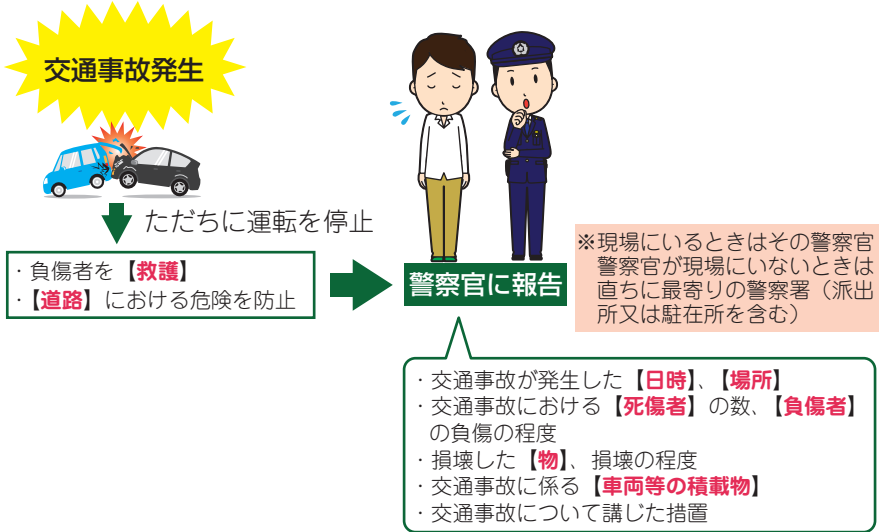
運転中は、無線通話装置を通話のために【使用】しないこと。画像表示用装置に表示された画像を【注視】しない。
高齢の歩行者、身体障害者、監護者が付き添わない児童等が歩行しているときは、【一時停止】し、又は【徐行】して、その通行又は歩行を妨げないようにすること。
道路の左側部分に設けられた安全地帯の【側方】を通過する場合において、安全地帯に歩行者がいるときは、【徐行】する。

運転者席以外の乗車装置に座席ベルトを【**しない者**】を乗車させて自動車を運転してはならない。

※負傷若しくは障害のため又は妊娠中であることにより、座席ベルトを装着することが健康保持上適当でない者を除く。

車両等を離れるときは、その【**原動機**】を止め、完全に【**ブレーキ**】をかける等当該車両等が停止の状態を保つため必要な措置をとる。

交通事故の場合の措置



■ 交通事故を起こしたとき